

大徳学園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、大徳学園から次のとおり説明いたします。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人大徳福社会
所 在 地	金沢市畝田中1丁目97番地
電 話 番 号	076-267-0961
代表者氏名	理事長 浅香 順子

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	大徳学園
施設の所在地	金沢市畝田中1丁目97番地
連 絡 先	電話番号076-267-0961 FAX076-267-0971
管 理 者	園長 浅香 聡彦
対 象 児 童	保育を必要としない満3歳以上の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 保育を必要とする満3歳以上の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 保育を必要とする満3歳未満の子ども（以下「3号認定子ども」という。）
利 用 定 員	1号認定子ども 15 人 2号認定子ども 78 人 3号認定子ども（満1歳以上満3歳未満の子ども） 52 人 3号認定子ども（満1歳未満の子ども） 10 人
開 設 年 月 日	平成28年4月1日

3 施設の目的・運営の方針

大徳学園（以下「本園」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律に基づき、教育及び保育と子育て支援を行うことを目的とします。

- （1）「本園」は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
- （2）「本園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとします。
- （3）「本園」は、子どもの属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとします。
- （4）「本園」は、「金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとします。

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	1937.18 m ²
	園 庭	1150.2 m ²
園 舎	構 造	R C 造
	延床面積	1011.32 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳 児 室	1 室	
ほふく室	3 室	
保 育 室	5 室	2 室（満2歳児クラス）、 3 室（満3 4 5 歳児異年齢クラス）
遊戯室（ホール）	1 室	
調 理 室	1 室	
医 務 室	1 室	
事 務 室	1 室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
教頭	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	2 5	2 2	3	
保育補助者	2		2	
栄養士	1	1		
調理員	3	2	1	
学校医	1		1	
学校歯科医	1		1	
学校薬剤師	1		1	
事務員	1	1		

本園では、「金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員以上数を配置しています。

<各職種の勤務体系>

園長・教頭・主幹保育教諭・保育教諭・事務員 7時から19時のローテーション
 栄養士・調理員 8時から17時のローテーション

6 学年及び学期

本園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとし、次の3学期に分けます。

- (1) 第1学期 4月1日から 8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

7 特定教育・保育の提供を行う日及び行わない日

特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、1号認定子どもについては月曜日から金曜日までとします。開園時間は月曜日から金曜日は7時から19時、土曜は7時から18時とします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。なお、非常災害や感染症の流行等緊迫の場合、法人の創立記念日等で記念事業を実施する場合等、臨時に休園することがあります。また、本園の提供する特定教育・保育のため、休園日を開園する場合があります。

本園は、以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する特定教育・保育の提供は原則として行いません。

- (1) 夏季休業 7月26日から8月31日まで
- (2) 冬季休業 12月26日から1月6日まで
- (3) 春季休業 3月25日から4月2日まで

8 特定教育・保育を提供する時間

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとします。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとします。

- (3) 教育標準時間

9時から13時までを標準とします。

- (4) その他の時間

本園が定めた提供時間以外を利用した時、通常の基本保育料の他に別途利用者負担が必要となります。

9 提供する特定教育・保育等の内容

本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律に基づき、特定教育・保育の提供を適切に行います。

- (1) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた特定教育・保育の提供

満3歳未満の園児については、特に健康、安全や発達の確保を図ります。

満3歳以上の園児については、異年齢の園児で編成される学級による集団生活の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

- (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、食事の提供を行います。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギーのある園児については、家庭との連絡をとりながら原因食材を除去した食事を提供いたします。

(3) その他

本園は、9時から16時まで、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前子どもに対して、一時的に預かり、必要な保護を実施します。（未就園児対象一時預かり保育）1時間当たり350円、副食主食費300円、間食費100円がかかります。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況等により、受け入れが困難な場合はこの限りではありません。延長保育・一時預かり幼稚園型（1号認定）の時間は別表を参照してください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額

教育・保育給付認定をした金沢市が定める基本保育料をお支払いいただきます。

(2) 特定負担額（上乘せ徴収）

(1)に掲げる基本保育料のほか、下記の費用を負担していただきます。

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期
音楽あそび・体験にかかる費用	月400円	リズム感の向上・体験のため	毎月15日頃（4・5歳児）

(3) 保育の提供に要する実費（実費徴収）

(1)に掲げる基本保育料のほか、保育の提供に要する実費を負担していただきます。

(4) お支払方法は毎月15日前後にご指定の口座から引き落としさせていただきます。

11 利用の開始に関する事項

(1) 本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きをしてください。

(2) 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、次の方法により選考を行います。

- 1) 書類選考（入園希望理由）
- 2) 抽選

(3) 本園の2号認定子ども及び3号認定子どもについては、金沢市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定します。

(4) 在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定します。

12 休園、退園、転園に関する事項

休園、退園又は転園しようとする場合、その日の属する月の1か月前の月の初日までに、その理由を記して園長へ届け出てください。

13 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 2号認定及び3号認定子どもの保護者が法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保護者から退園の申し出があったとき
- (4) 利用者負担額の支払いが1ヶ月以上遅延し、施設及び市町村からの相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われないとき。
- (5) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

14 学校医等

(1) 学校医

氏 名	浅香 久美子
所 在 地	金沢市畝田東2-229
電 話 番 号	076-268-5416

(2) 学校歯科医

医療機関の名称	宮田歯科クリニック
氏 名	宮田 廣人
所 在 地	金沢市畝田西3-204
電 話 番 号	076-267-6138

(3) 学校薬剤師

氏 名	久次 孝幸
所 在 地	野々市市稲荷3丁目80番地28
電 話 番 号	076-232-8008

15 緊急時の対応

容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、学校医等又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が指定する機関で、しかるべき治療等の対処を行うことがありますので、あらかじめ御了承願います。

16 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・受付担当者 教頭 藤井しのぶ ・解決責任者 園長 浅香 聡彦
第三者委員	・新保 雄希 ☎076(255)7405 ・横山 昌史 ☎090(4325)0240

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、施設防災計画等により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・非常用電源 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 ・誘導灯 ・非常警報装置
避難・消火・防犯訓練等	月に1回実施します。

18 利用者に対しての保険の種類・保険内容・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付
保険金額	死亡見舞金 2,800 万円、1,400 万円 障害見舞金 3,770 万円～ 82 万円 医療費・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10

保険会社	全国社会福祉協議会（損害保険ジャパン）
保険の種類	賠償責任保険
保険金額	対人賠償（1 名・1 事故）1 億・7 億円 対物賠償（1 事故）1 0 0 0 万円

19 虐待の防止

本園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

20 本園におけるその他の留意事項

喫煙	本園の敷地内はすべて禁煙です。
政治活動、宗教活動、営利活動	他の利用者に対する政治活動、宗教活動及び営利活動はご遠慮ください。
持ち物・服装	キャラクターやメディア等刺激の強い服装や持ち物は教育・保育に支障があるためご遠慮ください。また、布ではなく紙おむつを使用しておりますのでご了承ください。
予防接種	集団保育では、予防接種を受けないと感染症によって重篤な状態になることがあります。予防接種法における定期接種を受ける意思のない方は入園できません。
入園関係書類	ご提出いただきました入園関係書類は、入園取り下げ、退園後弊園で破棄いたします。
保育懇談会	子ども理解を深め、園と家庭が一体となってお子様の健やかな育ちを支えるために、指定の保育懇談会（任意のものは除く）には必ずご出席ください。日時が合わない場合には相談の上、調整いたします。